

令和8年度公益財団法人福島県総合社会福祉基金 助成募集の御案内

公益財団法人福島県総合社会福祉基金では公益目的事業として、民間社会福祉活動の基盤づくりを推進するため、福祉団体の活動に助成を行っています。

助成事業の概要

対象事業	助成率	助成限度額	備考
社会福祉施設・設備の整備事業	助成対象と認める経費の8/10以内	400万円以内	国、県、市町村、公益法人、民間団体の補助を受けて行うものを除く
地域福祉を促進する事業		150万円以内	・公的な補助事業、委託事業を除く ・団体運営のための人件費等の経常経費を除く

(注)・申込状況から、助成申込額を調整して助成する場合がございます。

(助成対象外となるもの)

1. 助成決定以前に契約、着手した工事や備品等の購入。
(助成決定後に発覚した場合には助成取消といたします。)
2. 新規施設開設または開設後1年を経過していない事業。
3. 過去5年(令和3年度～令和7年度)に助成を受けた団体
4. 経常経費。
5. 申込事業が法令上違反状態にあり解消を目的とした事業。
6. 学童保育、子ども食堂、フードバンク

○具体的な助成事業内容(これまでの助成の一例)

◇社会福祉施設・設備の整備事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
浴室・トイレ等の施設改修工事	老朽化や衛生面の改善、施設の改良等を目的とした各種施設改修工事を行う	施設改修工事費用
空調・給湯器等の設備改修工事	経年劣化による故障や破損、設備の改善を目的とした各種設備改修工事を行う	設備改修工事費用

※上記以外にも施設利用者の処遇改善を目的とした施設・設備の整備が助成の対象となります。

◇地域福祉を促進する事業

事業名	事業内容	助成金対象経費
調査・研究事業	地域福祉の推進を目的とした調査・研究を行う。	対象事業を実施するのに必要な経費(諸謝金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等)
研修会・講演会の開催	福祉教育や啓発等を目的とした研修会や講演会を開催する。	
備品整備	利用者の作業効率及び販売能力向上や入所者の処遇改善のため必要な備品を整備する。	備品購入費用
車両整備	利用者宅への訪問相談・送迎等のため車両を整備する。	車両購入費用

※上記以外にも地域福祉の推進を目的とした活動(活動に必要な機材の整備を含む)が助成の対象となります。

申請の受付期間

令和8年4月27日(月)～令和8年5月25日(月) 必着

申込みの方法

1. 助成金交付申込書に必要事項を記載し必要書類を添えて、下記、福島県総合社会福祉基金（申込み・問合せ先）に提出してください。
2. 意見書の作成依頼については、上記申込書の写しと必要書類の写しを添えて保健福祉事務所等へ依頼してください。依頼した意見書は保健福祉事務所等から直接総合社会福祉基金に送付されます。
※注意：1・2いずれか一方の提出では申し込みは完了しません。必ず、当基金・保健福祉事務所等の両方に御提出ください。不着、紛失等の配送トラブルによる対応はいたしかねます。
なお、申込書類については、福島県社会福祉課のホームページに掲載してあります。

福島県のホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>)から、「組織でさがす」～「保健福祉部」～「社会福祉課」～「給付・貸付・福祉助成情報」～「福島県総合社会福祉基金」をご覧ください。

○必要書類

- ・助成金交付申込書 (ホームページからダウンロード) 記載例参照
- ・助成申込事業計画書 (ホームページからダウンロード) 記載例参照
- ・施設整備事業の場合 見積書の写し、現況現場写真、設計図(施設整備等の工事を行う場合)
- ・備品等購入する場合 見積書の写し、カタログの写し、現在使用中の備品等の写真(更新の場合)
- ・車両を購入する場合 見積書の写し、カタログの写し、現行車両の車検証の写し、写真、及び運行記録(更新の場合)、申込み時点での総走行距離(更新の場合)
- ・講習会等開催事業の場合 見積書の写し、開催要項等、開催内容の詳細がわかるもの
- ・法人・団体の令和7年度の財務諸表(財務三表)
法人等全体及び当該施設(拠点区分)の貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書(任意様式)
- ・法人・団体の令和8年度の収支予算書、事業計画書(任意様式)

○意見書の作成依頼先 (意見書の作成に時間がかかりますので、早めに依頼するようにしてください。)

- ・ 県北地域 (福島市を除く) ----- 県北保健福祉事務所 企画担当 (TEL 024-534-4104)
〒960-8012 福島市御山町8番30号
- ・ 県中地域 (郡山市を除く) ----- 県中保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0248-75-7800)
〒962-0834 須賀川市旭町153番1
- ・ 県南地域 ----- 県南保健福祉事務所 企画担当 (TEL 0248-22-5447)
〒961-0074 白河市郭内127番地
- ・ 会津地域 ----- 会津保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0242-29-5506)
〒965-0807 会津若松市城東町5番12号
- ・ 南会津地域 ----- 南会津保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0241-63-0302)
〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542番地の2
- ・ 相双地域 ----- 相双保健福祉事務所 総務企画課 (TEL 0244-26-1326)
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地
- ・ いわき市 ----- いわき市保健福祉課 (TEL 0246-22-7451)
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
- ・ 郡山市 ----- 郡山市保健福祉総務課 (TEL 024-924-3822)
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
- ・ 福島市 ----- 福島市福祉監査課 (TEL 024-597-6468)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号

※ボランティア団体は、最寄りの市町村社会福祉協議会に依頼してください。

※中核市にある社会福祉法人で所轄が県の場合は、保健福祉事務所又はいわき地方振興局に依頼してください。

助成の決定

審査委員会による審査を経て決定いたします。(令和8年度分は8月頃の予定)

当基金の助成事業は、公益目的事業として実施するものであり決定された事業は公表します。

申込み・問合せ先

公益財団法人福島県総合社会福祉基金 (福島県社会福祉課内)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7664 FAX 024-521-7917